

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則 〈4・1 揭示〉	1

-----  
規 則  
-----

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和5年4月1日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第39号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。  
第3条の2の表中

国営農地整備推進監	国営農地整備に関する事務
-----------	--------------

を削る。

第3条の3の表中

I o P 推進監	I o P 推進に関する事務
-----------	----------------

を

I o P 推進監	I o P 推進に関する事務
国営農地整備推進監	国営農地整備に関する事務

に改める。

別表第1の2の(16)の項中「情報公開」を「情報の公開」に改め、同表の2の(16)のオの項中「アからエまで」を「エ」に、「に關すること。」を「の実施等」に改め、同表の2の(17)の項を次のように改める。

(17) 個人情報の保護に関すること。	ア 高知県行政不服審査会への諮問				○			
	イ 保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等並びに開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る不作為に関する審査請求に対する裁決				○			

ウ 保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等並びに当該開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に係る通知					○			
エ 保有個人情報の開示決定等に係る第三者からの意見の聴取及び第三者への通知					○			
オ ウ及びエの事項以外の保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の実施等					○			
カ アからオまでの事項以外の個人情報の保護に関すること。					○			

別表第1の3の(6)の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員」に改め、同表の3の(11)の項中「部分休業」を「高齢者部分休業及び部分休業」に改め、同表の5の(4)の項及び5の(5)の項を次のように改める。

(4) 請願、陳情等に関すること。					○				〃
(5) (4)のうち重要なもの					○				財政負担を伴うものについては、総務部長及び財政課長に合議する。

別表第1中5の(9)の項を5の(10)の項とし、5の(8)の項を5の(9)の項とし、5の(7)の項を5の(8)の項とし、5の(6)の項を5の(7)の項とし、同表の5の(5)の項の次に次のように加える。										
(6) (4)のうち軽易なもの					○					財政負担を伴うものについては、財政課長に合議する。

別表第1備考3中「IOP推進監」を「IOP推進監、国営農地整備推進監」に改め、同表備考5中「、国営農地整備推進監」を削り、同表備考11中「当該地域支援企画員（総括）」を「地域支援企画員（総括）以外の職員に係るものにあつては当該地域支援企画員（総括）が、地域支援企画員（総括）に係るものにあつては当該地域産業振興監」に改める。

別表第2の4の項中「個人情報」を「保有個人情報」に、「是正決定等」を「利用停止決定等」に、「是正の実施等」を「利用停止の実施等のほか、個人情報の保護」に改め、同表の13の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員」に改め、同表の18の項中「部分休業」を「高齢者部分休業及び部分休業」に改め、同表備考10中「、19から22まで及び24から28まで」を「及び19から28まで」に改め、同表中備考18及び備考19を削り、備考20を備考18とし、備考21を備考19とし、備考22を備考20とする。

別表第3の1の(2)の表1の10の項を次のように改める。

10 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下この項において「法」という。）及び高知県個人情報保護の保護に関する法律施行条例（令和4年高知県条例第34号。以下この項におい	(1) 個人情報ファイル簿の公表（法第75条第1項）					○				
	(2) 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に係る提案募集（法第111条）					○				
	(3) 高知県個人情報保護審議会からの意見の聴取（条例第9条第2項）					○				
	(4) 高知県個人情報保護審議会の庶務（高知県個人情報保護審議会規則（令和5年高知県規則第21号）第6条）					○				
	(5) 個人情報の保護に関する運用状況の公表（条例第16条第1項）					○				



び第89条の2」に改め、同表の4の(6)の表8の項中「(昭和39年法律第129号)」を「(昭和39年法律第129号。以下この項において「法」という。)」に改め、同表の4の(7)の表3の(1)の項中「〃」を「関係する課長」に改め、同表の5の(3)の表5の(1)の項中「第6条及び不当景品類及び不当表示防止法第12条の規定による権限の委任等に関する政令(平成21年政令第218号)第10条第1項」を「第7条及び不当景品類及び不当表示防止法施行令(平成21年政令第218号)第23条第1項」に改め、同表の5の(3)の表5の(2)の項中「不当景品類及び不当表示防止法第12条の規定による権限の委任等に関する政令第10条第2項」を「不当景品類及び不当表示防止法施行令第23条第2項」に改め、同表の7の(1)の表1の項を次のように改める。

1 離島振興法(昭和28年法律第72号)に関する事務	(1) 離島振興計画の策定及び変更(離島振興法第4条第1項及び第15項)	○								関係する部局長
	(2) (1)のうち軽微な変更に係るもの		○							

別表第3の7の(1)の表2の(1)の項中「〃」を「関係する部局長」に改め、同表の7の(1)の表2の(4)の項中「(3)」を「(4)」に改め、同項を同表の7の(1)の表2の(5)の項とし、同表の7の(1)の表2の(3)の項を同表の7の(1)の表2の(4)の項とし、同表の7の(1)の表2の(2)の項の次に次のように加える。

(3) (2)のうち軽微な変更に係るもの		○								
----------------------	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の7の(1)の表3の項に次のように加える。

(3) (2)のうち軽微な変更に係るもの		○								
----------------------	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の7の(1)の表4の(4)の項中「(3)」を「(4)」に改め、同項を同表の7の(1)の表4の(5)の項とし、同表の7の(1)の表中4の(3)の項を4の(4)の項とし、4の(2)の項を4の(3)の項とし、同表の7の(1)の表4の(1)の項の次に次のように加える。

(2) (1)のうち軽微な変更に係るもの		○								
----------------------	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の7の(1)の表6の項に次のように加える。

(3) (2)のうち軽微な変更に係るもの		○								
----------------------	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の8の(3)の表13の項中「中小企業における経営の承認の円滑化に関する法律(」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(」に、「以下「法」」を「以下この項において「法」」に改め、同表の8の(3)の表13の(1)の項中「中小企業における経営の承認の円滑化に関する法律施行令」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令」に改め、同

表の8の(3)の表13の(2)の項中「中小企業における経営の承認の円滑化に関する法律施行規則」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則」に改め、同表の8の(3)の表13の(8)の項中「中小企業における経営の承認の円滑化に関する法律施行令」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令」に改め、同表の8の(4)の表14の項中「第10条第1項及び第11条」を「第13条第1項及び第14条」に改め、同表の8の(4)の表に次のように加える。

15 労働者協同組合法(令和2年法律第78号。以下この項において「法」という。)に関する事務	(1) 労働者協同組合の一時役員の選任(法第37条第2項)		○							
	(2) 特定労働者協同組合の認定(法第94条の2)		○							
	(3) 特定労働者協同組合の変更の認定(法第94条の9第1項)		○							
	(4) 特定労働者協同組合の認定の取消し(法第94条の19第1項及び第2項)		○							
	(5) 労働者協同組合に対する報告の徴取及び検査(法第125条及び第126条第1項)		○							
	(6) 労働者協同組合に対する措置命令、業務の停止及び役員の改選の命令並びに解散命令(法第127条第1項から第3項まで)		○							
	(7) 組織変更後組合の行う事業が特定非営利活動に係る事業に該当することの確認及び当該確認の取消し(法附則第20条第2項及び第3項)		○							
	(8) 特定残余財産の帰属に関する確認(法附則第24条第2項)		○							







(6) 公募対象公園施設の 公募設置等指針の策定 (法第5条の2第1項)			○															
(7) 公募対象公園施設の 設置等予定者の選定(法 第5条の4第3項)			○															
(8) 公募設置等計画の認 定及び変更の認定(法第 5条の5第1項及び第5 条の6第1項)			○															

別表第3の13の(10)の表3の項を削り、同表の13の(10)の表4の項中「〃」を「高知県幡多土木事務所の所管区域内のものについては、高知県幡多土木事務所長に委任する。」に改め、同項を同表の13の(10)の表3の項とし、同表の13の(10)の表中5の項を4の項とし、6の項を5の項とし、7の項を6の項とし、同表の13の(10)の表8の項を削り、同表の13の(10)の表中9の項を7の項とし、10の項を8の項とし、同表の13の(10)の表11の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。」に改め、同項を同表の13の(10)の表9の項とし、同表の14の(2)の表5の項に次のように加える。

(4) 住民税に関するこ と。																		〃
--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

別表第3の14の(2)の表6の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。